

## 平成25年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年3月7日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	教育長	江口武好
総務課長	百武和義	財政課長	片渕克也
税務課長	吉原拓海	企画課長	相浦勝美
住民課長	一ノ瀬清雄	保健福祉課長	鶴崎俊昭
長寿社会課長	片渕敏久	廃棄物対策係長	土井一
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	小野清次郎	農村整備課長	嶋江政喜
土木管理課長	赤坂隆義	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	北川勝己
生涯学習課長	本山隆也	農業委員会事務局長	大串玲子

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 原 田 嘉 典  
議事係長 吉 岡 正 博  
議事係書記 稲 富 健 一

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番 吉 岡 英 允                      6番 片 渕 彰

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

議案第5号から議案第13号までの条例関係	9件
議案第14号から議案第18号までの事件議決関係	5件
議案第19号から議案第24号までの補正予算関係	6件
議案第25号から議案第30号までの予算関係	6件
議案第31号の人事関係	1件

---

## 9時30分 開会

### ○白武 悟議長

ただいまから平成25年第3回白石町議会3月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

報告一覧を皆さんのお手元に配付をいたしております。各報告書、資料等については議員控室または事務局において閲覧に供しますので、その旨、御承知おきください。

また、要望書等受付簿兼処理状況簿及び要望書等の写し、監査委員からの定期監査、月例出納検査の報告、佐賀西部広域水道企業団の定例議会の報告も配付しておりますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議長の出席に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりであります。

申し上げます。

小野生活環境課長は病欠のため、本定例会には土井廃棄物対策係長が出席することを報告いたします。

### 日程第1

### ○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、片渕彰議員の兩名を指名します。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る2月28日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、お手元に配付してありますとおり本日から22日までの16日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から22日までの16日間とすることに決定しました。

## 日程第3

### ○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様のお手元に配付された議案一覧表のとおりであります。議案第5号から議案第18号までの条例関係等14件、議案第19号から議案第30号までの予算関係12件、議案第31号の人事関係1件、以上27件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成25年第3回白石町議会定例会の開会に当たり、町政運営について所信の一端を申し上げますとともに、提案いたしました平成25年度当初予算案及び平成24年度補正予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

さて、今回、町民の皆様から負託を受け、私にとりまして初めての所信表明となりますが、特に公約の中で掲げてまいりました町民の皆様が笑顔で元気に暮らせる豊かな町を目指して農林水産業、商工業の振興への取り組み、人材の育成、高齢化に対応した町、少子化対策、子育てサポート、安心して暮らせる地域づくり、環境の保全を6本の柱として、地域の融和、白石町全体の発展の視点を持って今後各種施策に取り組んでいくことと考えております。とりわけ本町の基幹産業であります農林水産業の振興は、白石町が元気で豊かになるためには欠かせない施策でございまして、第1次産業が元気になれば町全体が元気になれると考えております。原産品についてさらなる白石ブランドの確立を図るとともに、新たな産物の創出や6次産業化への取り組みなど私自身が先頭切って進めてまいりたいと考えております。

また、安心して暮らせる地域づくりについてであります。白石平野はその地形的な特性から、過去においてたびたびの浸水、冠水の被害に遭ってきました。河川や海

岸堤防の補強、排水機場の整備などについては、管理者である国や県に積極的な要望をしてまいるとともに、幸いにも昨年嘉瀬川ダムからの農業用水取水が開始され、水路などの管理方法についても見直しができる条件が整いました。用水や排水の管理などのソフト面においても地域の方々の御意見を十分伺いながら、その対策を図ってまいりたいと思っております。

そのほか掲げました公約のどれもが、町民の皆さんが笑顔で元気に暮らせる豊かなまちづくりには欠かせないものだと考えております。種をまき、芽が出、成長し、やがて花が咲く、一年生、二年生、多年生植物など、植物にもいろいろな種類があるように、それぞれの施策についても同じことが当てはまるのではないかと思います。掲げた公約の実現に向けてじっくりと腰を据えて取り組んでまいり所存でございます。あわせて、白石町総合計画の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穰のまち」を実現させ、白石町の魅力を全国に向けて発信しアピールしていくことも大切なことだと考えております。

就任以来、職員には何度となく私の信条である「和をもってとうとしとなす」という聖徳太子の教えを訓示としてまいりました。施策の遂行、また町政運営に当たりましては、町議会の議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力がなければ到底なし得ないものであり、今後の御支援、御協力を切にお願いするものでございます。

それでは、予算の編成に当たっての考え方を申し上げます。

まず、国においては、昨年末に政権が交代し、我が国の景気状況を踏まえ、日本経済再生に向けた取り組みを強力に推進していくこととなされ、大型の補正予算が編成されております。本町においても、この景気対策に呼応して、平成24年度の補正予算及び平成25年度当初予算を一体として捉え、積極的に取り組むこととしております。このような状況のもと、まず平成24年度補正予算の編成に当たっては、国において大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体的かつ強力に実行していくこととし、日本経済再生に向けた緊急経済対策として補正予算が編成されており、本町においても国で新たに創設された地域の元気臨時交付金事業を含めた景気対策対象事業へ積極的に取り組む予算編成を行ったところです。

また、平成25年度当初予算の編成においては、歳入面では国から示された地方財政対策の中で普通交付税の減額が示され、また町税の伸びも見込めない状況で、非常に不透明な予断を許さない厳しい状況にございます。さらに、本町においては市町村合併による交付税の優遇措置も平成26年度で終了することになります。このことから限られた財源の中で本町発展のために必要な事業への積極的な推進を図る一方で事務事業の見直しや事業間の優先順位の選択を行い、また地方債借り入れの抑制等、中・長期的な展望を持った財政運営を目指す予算編成をいたしたところであります。この方針により、まず平成24年度の補正予算について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、主に国の補正予算に係る緊急経済対策関連の事業及びさきの国の予備費使用に係る事業に関連した事業を計上いたしております。

まず、農村整備関連の事業についてであります。地盤沈下対策事業では、新拓排水機場の早期着手をすることとしております。また、既存の排水機場の長寿命化の整備や幹線用排水路の整備、農道の整備等を推し進めることとしております。また、暗渠

排水対策の水田農業緊急整備事業については、早期の完了を目指して事業費の増額確保を行っております。さらに、漁港整備についても、老朽化している既設栈橋の改修等に取り組むこととしております。また、北明小学校及び有明西小学校の体育館については、避難所でもあることから、その耐震化整備事業に前倒しして取り組み、早期の学校施設の安全を確保することといたしております。保育所の耐震診断や公営住宅のストック総合改善事業、福富社会体育館の改修事業等も事業の前倒しにより実施することとしております。特定環境保全公共下水道事業についても、景気対策による事業の前倒しの予算を計上しております。また、継続事業に係る継続費の見直し及びこれらの事業を含めて年度内に事業の完了が見込めないものについては繰越明許費をお願いしております。また、地方債の補正も行っております。

以上により編成いたしました各会計の補正予算については次のとおりでございます。

議案第19号「一般会計補正予算（第6号）」は、3億9,186万5,000円を追加し、132億1,311万2,000円に補正するものであります。

議案第20号「国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、4,134万円を追加し、37億4,152万9,000円に補正するものであります。

議案第21号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、268万6,000円を減額し、3億572万4,000円に補正するものであります。

議案第22号「農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」は、5,664万円を減額し、4億7,926万7,000円に補正するものであります。

議案第23号「特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）」については、2,136万8,000円を減額し、16億6,196万5,000円に補正するものであります。

議案第24号「水道事業会計補正予算（第3号）」については、収益的収入を350万円減額し、収益的支出を740万6,000円追加し、資本的支出を2,870万円減額するものであります。

次に、平成25年度当初予算の主な内容について、白石町総合計画におけるまちづくりの基本方針に沿って申し上げます。

まず第1に、ゆとりある快適な住みよい町についてであります。生活基盤の充実では、平成20年度から第1期地区の特定環境保全公共下水道事業に取り組んでまいりましたが、いよいよ25年度の供用開始に向けて処理場の建設及び管路工事等の整備を図ることといたしております。また、定住促進を目的に行っております旧白石支所跡地に整備した「みのりの町白石」分譲住宅地の販売事業については、24年度に引き続き実施し、販売の促進を図ることとしております。

災害に強く安全、快適な生活環境の整備については、震災の教訓を生かし、福富海岸の補強改修についても促進し、地域防災を推進してまいります。また、県の見直しに合わせて本町の防災計画書の見直しを図ることや非常時の備蓄品の充実などを図り、消防施設の整備についても順次計画的に行うこととしております。

体系的な交通網の整備充実については、新町が一体化できる交通体系に対応した道路ネットワークの整備を図るとともに、社会資本整備総合交付金事業により子供たちの安全を守る歩道の設置など町道の改良事業に取り組むこととしております。また、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁整備に着手することとしております。そのほか基幹と

なる国県道、有明海沿岸道路の整備推進に努めてまいります。

情報通信ネットワークの整備充実については、緊急雇用対策事業としてケーブルテレビによる行政放送の魅力アップを図ることとし、情報の発信と住民サービスの向上に努めてまいります。

第2に、健やかに安心できる優しい町についてであります。まず、準備を進めてきました有明ふたば保育園の公設民営化をいよいよ25年度より開始することといたしております。その後、年次計画により順次公設民営化を行うこととしており、そのための施設の改修に取り組むこととしております。

また、老朽化が進んでいる須古保育園の園舎の改築整備に対し、子育て支援の一環として町としての財政支援を行うこととしています。

なお、子供の医療費助成事業、小学生、中学生医療費助成事業により、病気の早期治療と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、町内全小学校での放課後児童クラブの開設や地域子育て支援センターゆめてらすでの支援事業や一時預かり事業等の実施により、子育て世代を大きくバックアップしてまいります。

高齢者福祉については、生きがい活動支援として新たに地域でのデイサービスモデル事業に取り組むこととしております。また、地域包括支援センターでの介護予防事業や配食サービスなどの各事業についても取り組んでまいります。障がい者福祉については、障がい者の自立支援を図るための地域活動支援センターへの支援や特別支援学校放課後児童健全育成事業、日常生活用具給付事業などに取り組み、障がいのある方等に対する相談支援体制についても維持してまいります。

保健医療体制の充実では、任意接種であった子宮頸がん予防ワクチン接種も25年度から定期予防接種とし実施し、一層の感染予防に努めてまいります。

また、権限移譲により25年度より新たに未熟児養育医療給付事業に取り組むこととし、早期の医療給付により子供の健全な成長につなげることとしております。妊婦の健康診査助成や不妊治療を受けている方への支援にも継続して取り組みます。

また、成人健診事業として多様なニーズに対応できる健診体制づくりを行い、疾病の早期発見に努めてまいります。

次に、社会保障の充実であります。国民健康保険事業においては、近年の医療費の増嵩に加え後期高齢者医療や介護保険への支出の伸びで健全な財政運営ができなくなり、一般会計からの財政支援を行ってまいりました。この増加する医療費に対応するため、平成25年度から税率の改定を行うことといたしましたが、税率改定だけでは収入不足を補うことができないため、一般会計からの財政補填を25年度から3年間をめぐりに行い、国民健康保険特別会計の健全な財政運営を図りたいと考えております。

第3に、活気と魅力のある豊かな町についてであります。まず、農林水産業の振興については、25年度から嘉瀬川ダムからの本格的配水が始まることから、川上頭首工から白石平野へ至る施設の管理経費が新たに必要となり、その所要額を措置しております。これにより本町の農業用水の安定的な供給に大きく寄与するものと期待しております。

また、新規就農者への支援として、新規就農・経営継承総合支援事業に取り組むこ

ととし、若手の就農者の確保に努めてまいります。

さらに、経営体育成支援事業により、意欲ある経営体の育成確保に努め、またさかの強い園芸農業確立対策事業などの農業振興事業にも継続的に取り組み、国、県の補助事業等も有効に活用しながら白石農業の振興に努めてまいります。

また、農村整備関連では、基幹水利施設でのストックマネジメント事業により施設の長寿命化を図ることとしております。暗渠排水対策の水田農業緊急整備事業については、早期の完了を目指し事業の推進を行ってまいります。

さらに、漁港整備についても第3期工事を平成26年度完了を目標として老朽化している既設栈橋の改修及び橋梁整備に取り組むこととしております。

次に、商工業の振興では、まちの元気づくりプロジェクト支援事業として商店街の案内などへの支援を行うこととしております。白石ブランド確立対策事業では、白石町のイメージキャラクター、白石みのりちゃんを生かした特産品のPR活動を積極的に行い、またふるさと寄附金を活用し、町内の屋外広告等をリニューアルし、白石ブランドのイメージアップと消費拡大を図っていくこととしております。

観光の振興では、白石町ガイドマップを刷新することとし、ホームページの充実等もあわせて白石町の観光、歴史的遺産、特産品を町内外へ情報発信を行い、産業の振興と地域の活性化を図ってまいります。

新たな地域活力の創出については、白石町まちおこし運営委員会を中心とした春、夏、秋の祭り開催など、まちおこし事業にも取り組んでまいります。

第4に、個性豊かな人と文化を育む町についてであります。白石町交流館で開設している適応指導教室やスクールカウンセラーの配置及び学校教育支援員の配置により、登校できない子供や特別な支援が必要な子供などのきめ細かい日々の支援を行うこととしております。また、25年度から新たにに取り組む小学校の移動パソコン教室導入により、パソコン授業の充実を図ることとしております。また、電子黒板の整備やICT支援員の配置によりICTを活用した教育環境の整備も進めてまいります。また、小・中学校の児童・生徒の学力向上はもとより、部活動の推進、校外学習体験を通して心身の健全な育成等を目的とした授業、子供たちへの食育への普及充実を図るための学校食育推進事業等にも継続して取り組んでまいります。そのほか青少年育成町民会議の活動を支援し、地域と一体となった青少年の健全育成に努めてまいります。また、白石元気ZZ、放課後子ども教室などの事業にも継続して取り組み、将来の白石町を担う個性豊かですぐれた人材の育成を図ってまいります。

生涯学び楽しめる環境の充実では、公民館を中心とした生涯学習を推進するとともに、地域スポーツの振興や体育協会を中心とした競技スポーツの向上を支援してまいります。24年度に行ったソフトボール大会の町全域開催で旧町の枠を超えたスポーツ交流が図られたことから、25年度は女性のソフトバレーボール大会を町全域で開催することとし、さらなる町民の融和につなげることとしております。

第5に、参加と交流で築く開かれた町についてであります。情報公開を推進し行政の透明化を図るとともに、住民参加と交流を促進してまいります。

健全な行財政運営については、白石町行財政改革大綱に基づき、持続可能な財政運営を堅持するための改革を推進してまいります。

第6に、自然環境と共生する町についてであります。ふるさと寄附金を一部活用させていただき、レンコンの食害を防ぐための防鳥ネットの設置補助を行いたいと考えております。

環境に優しいまちづくりでは、缶、瓶、廃プラスチックなど容器包装廃棄物の分別収集などごみのリサイクル事業や剪定くずのチップ化による減量化への取り組みも推進してまいります。

以上、申し上げました方針により編成いたしました議案第25号から議案第30号までの平成25年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ一般会計112億3,800万円、国民健康保険特別会計36億8,000万円、後期高齢者医療特別会計3億50万円、農業集落排水特別会計2億2,390万円、特定環境保全公共下水道特別会計11億1,080万円、水道事業会計収益的収入5億6,877万8,000円、収益的支出5億5,660万7,000円、資本的収入2,178万8,000円、資本的支出1億6,018万8,000円となっております。

なお、予算案の主な内容については、各課長が後もって御説明いたします。

次に、条例についての議案であります。新規制定が6件、一部改正が3件であります。

議案第5号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条件の制定について」は、水道法の改正により改正の必要があるためのものであります。

議案第6号「白石町特定環境保全公共下水道条例の制定について」は、白石町特定環境保全公共下水道の管理及び使用に伴い条例を制定する必要があるためであります。

議案第7号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」は、白石町特定環境保全公共下水道条例の制定に伴い一部改正の必要があるためでございます。

議案第8号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、白石町栄町住宅及び白石町寿住宅の用途を廃止し下区中央住宅の管理を開始するため一部改正するものであります。

議案第9号「白石町都市公園条例の一部を改正する条例について」は、都市公園法の一部改正により一部改正の必要があるためであります。

議案第10号「白石町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は、河川法の改正により制定の必要性があるためでございます。

議案第11号「白石町営住宅等整備基準条例の制定について」は、公営住宅法の改正により制定の必要があるためでございます。

議案第12号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により制定の必要があるためでございます。

議案第13号「白石町道路法施行条例の制定について」は、道路法の改正により制定の必要があるためでございます。

次に、議案第14号「白石町立六角保育園の指定管理者の指定について」及び議案第15号「白石町立有明みのり保育園の指定管理者の指定について」は、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定について議会の議決を必要とするため提案するものであ

ります。

次に、議案第16号「土地改良事業の事務の受託について」は、武雄市、大町町及び江北町からの事務受託に係る協議について議会の議決が必要であるため提案するものであります。

次に、議案第17号「佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について」は、佐賀縣市町総合事務組合の規約を変更する必要があるため提案するものであります。

次に、議案第18号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」は、杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更する必要があるため提案するものであります。

最後に、人事関係の議案第31号「固定資産評価員の選任について」は、固定資産評価員として井崎文子氏を選任いたしたいので、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案の詳細については、各課長が後追って御説明いたします。

以上、今議会に提案いたしました全27議案について十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

## ○白武 悟議長

提出者の説明が終わりました。

次に、補足説明を求めます。

## ○荒木安雄水道課長

おはようございます。

それでは、私のほうから議案第5号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例について」御説明申し上げます。

この条例は、平成23年度に制定されました地域主権一括法により、国が定める基準を地域の実情に応じて条例で定めることとされたため、今回条例を定めるものであります。

1 ページをお開きください。

まず初めに、趣旨でございますが、第1条のこの条例は水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、布設工事監督者の配置基準及び水道技術管理者の資格基準について定めるものであります。

続きまして、第2条の技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事でございますが、水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事または消毒設備もしくは排水機の新設、増設もしくは大規模の改造に係る工事といたします。これは省令に掲げられた施設のうち、本町に関する施設のみを規定いたしております。

次に、第3条、布設工事監督者の資格でございますが、第1号から第8号までは国の省令または規則で定められたものであります。

2 ページをお開きください。

内容につきましては御熟読ください。

第9号につきましては、白石町水道事業において5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と規定いたしております。

最後に、第4条、水道技術管理者の資格でございます。第1号から第6号まで国の省令、規則で定められたものであります。これも内容につきましては御熟読ください。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

## ○赤坂和俊下水道課長

議案第6号「白石町特定環境保全公共下水道条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由としましては、白石町特定環境保全公共下水道の供用開始に伴いまして特定環境保全公共下水道に関する条例を制定する必要があるためであります。

条文に沿って御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条、趣旨につきましては、提案理由と同じになります。

第2条では、施設の名称、区分及び位置について、別表第1のとおりとしております。

第3条では、下水道法に基づき定義の説明をしております。

第4条、代理人の選定では、使用者が町外転出や長期不在のとき履行が困難となった場合に代理人を定めてもらうことにしております。

第5条では、処理区内での排水設備の設置義務について規定しております。条例の規定中で重要なものの一つとなっております。

第6条では、排水設備の新設等の工事を行う際の接続方法等について定めております。

第7条、除外施設の設置では、公共下水道に排除される汚水の水質規制につきましては、下水道施設の保護と終末処理場の放流水の水質確保という2つの面から行うものであります。その具体的な規制は、下水道の排除の制限と除外施設等の設置義務に分けられます。本条は除外施設等の設置義務に関する規定であります。

第8条、改善命令等では、公共下水道の公共性に鑑み、その管理の適正を確保するため、公共下水道管理者に権限を付与したものであります。

次に、第9条から第13条までは排水設備に関する規定でございます。

第9条、工事前の排水設備計画の確認申請について定めております。

第10条、排水設備の工事を行った者は完了届を提出して検査を受けなければならない。検査を行った後に町は検査済み書を交付することを定めております。

第11条では、排水設備の設計及び工事の実施は町に登録した責任技術者か専属する指定工事店でなければならないことを定めております。

第12条では、指定工事店や責任技術者の登録時の手数料を定めています。

第13条では、規定に違反して排水設備工事を行った者に対して撤去または改築を命じることができることにしております。

第14条では、特定事業所からの排水について政令で定める一律基準を除き終末処理場で処理可能な7項目の水質基準を定めております。

第15条では、下水道法に基づく水洗便所への改善義務を定めております。

第16条では、使用者が公共下水道に汚水の排除を開始するときに届け出について定めております。

第17条、新規加入等では、公共下水道区域内及び区域外からの特別の使用による公共下水道への加入について定めております。

第17条の3項におきましては、加入金の額は次表の定めるところとし、加入金の額につきましては受益者負担金と同額にしております。

また、7ページの第5項におきましては、新規加入者は取り付け管及び公共ますの工事に要する費用の全部を負担し施行するものとする。

第7項におきまして、取り付け管及び公共ますについては、完了検査後、無償で町に帰属するものとするとして定めております。

第18条、使用料の徴収では、下水道法第20条及び地方自治法第225条に基づき、公共下水道を使用する者からその排除した汚水量に応じた下水道使用料を徴収するものとしております。

別表2に定めておりますが、ページ12ページをお願いいたします。

別表第2、第18条関係の一覧表でございますけれども、一月の汚水量区分で1,000立方メートルを超える部分につきまして180円としております。これは大量に流す施設の早期接続促進のための減免措置という方法をとっております。現在、この適用を受ける施設につきましては4施設となっております。

もとに戻っていただきまして、19条では、使用料の徴収方法について定めておりません。

第20条では、使用料の減免について定めております。

第20条第2項におきましては、水洗化の促進のため別表第3に定めるところにより使用料を免除すると。

ページ12ページ、13ページをお願いいたします。

別表第3、第20条関係の一覧表でございます。13ページのほうに供用開始の日より1年以内の使用開始、6カ月、供用開始の日より1年を超え2年以内の使用開始、4カ月、供用開始の日より2年を超え3年以内の使用開始、2カ月ということで、使用料の免除する月数を示しております。

もとに戻っていただきまして、第21条については延滞金の説明でございます。

第22条では、滞納処分についてを定めております。

第23条では、使用料の算出根拠に資料の提出について求めることを定めております。

第24条では、公共下水道の排水施設の機能を維持するため、その保全に影響を及ぼすおそれのある行為の許可について定めております。

第25条では占用許可について、第26条では原状回復について規定しております。

第27条から第32条につきましては、地域主権一括法により下水道法が改正され、政令で定める基準を参酌して条例で定めることになりましたので、第28条から第31条までは公共下水道の構造の技術上の基準、第32条につきましては終末処理場の維持管理

の方法について定めております。

次に、ページ11ページをお願いいたします。

第33条の委任では、本条例の施行の際に必要な規定として、白石町下水道条例施行規則及び白石町下水道排水設備工事移転指定規則に定めております。

第34条では、罰則について定めております。

12ページをお願いいたします。

附則において、1、施行期日については、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

2として、延滞金の割合の特例について記載しております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第7号「白石町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由としまして、白石町特定環境保全公共下水道条例の制定に伴い、整合性を図るため白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する必要があるためであります。

ページ4ページ以降の新旧対照表で御説明をいたします。

改正案としまして、第3条、定義の条文におきまして、2号の処理施設の説明文中で町長を長に改めております。

第8条、排水設備の接続等の条文におきましては、2項中に、以下責任技術者という、以下指定工事店という文言を加えております。

さらに、第8条の次に8条の2手数料として指定工事店及び責任技術者の登録の際の手数料等について条文を加えております。

第13条、改善命令等では、条文中、第12条を前文に改めております。

第16条、新規加入等においては、公共下水道条例と整合性を図るため、3項の加入金の額を表のように改めています。このことは公共ますの新設を伴わない新規加入もあることから、公共ます1基につき15万円という表現にしております。また、5項、6項、7項を加えております。

次に、第21条の2、延滞金、第21条の3、滞納処分の2条を加えております。

附則4として延滞金の割合の特例を加えております。

別表第1、第2条関係でございますが、施設の名称、位置等の一覧表においては、地番の合筆により変わりましたので、関係する水処理センターの位置の表示を変えております。

また、別表第2、第19条関係でございますが、使用料の徴収の一覧表においては、一月の汚水量の区分で30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの部分と1,000立方メートルを超える部分に分け、1立方メートルの単価をそれぞれ220円と180円としております。

この条例は平成25年7月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

暫時休憩をいたします。

10時33分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○赤坂隆義土木管理課長

それでは、議案第8号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」説明をいたしたいと思います。

今回、改正をお願いいたしますのは、福富地域で老朽化しました住ノ江栄住宅、住ノ江寿町住宅の建てかえを目的としました町営下区中央住宅新築工事の実施により、旧福富支所跡地に新たに24戸の住宅の建設を行ったことにより、住ノ江栄町住宅、住ノ江寿町住宅を廃止し、新たに下区中央住宅の管理を開始するもので、次のページの新旧対照表にありますように、1ページにありますように、住ノ江栄町住宅、住ノ江寿町住宅を削りまして、新たにページ2ページ目に示していますように下区中央住宅を加え、位置を大字福富3450番地並びに大字福富3451番-1というふうに改めるものでございます。施行につきましては、平成25年4月1日でお願いするものでございます。

続きまして、議案第9号をお願いします。

議案第9号「白石町都市公園条例の一部を改正する条例について」説明いたしたいと思います。

今回、改正をお願いいたしますのは、提案理由のほうにもありますように、地域主権一括法によりまして都市公園法の一部が改正されております。今まで全国一律で定められていました都市公園の設置基準と公園施設の設置基準両基準を各自治体の条例で定めるように改正がなされたため、今回、都市公園法施行令を参酌して条例の一部を改正するものでございます。

内容的には、2条の次に次の2条を加えるということで、2条の2で都市公園の設置基準、2条の3で公園施設の設置基準等を掲げております。

まず、2条の2第2項都市公園の設置基準では、都市公園法の住民1人当たり都市公園敷地面積を10平方メートル以上、市街地の都市公園では5平方メートル以上と設置基準を定めております。3項においては、公園の配置や規模の基準を掲げております。4項においては、3項の1号から3号に掲げる公園以外の公園についても目的に応じた配置や規模を定めるような規定をいたしております。

次に、2条の3では、1つの公園における公園施設の設置基準といたしまして、建築面積の基準及び特例が認められます公園施設の建築面積の基準についての規定を掲げております。

まず、1項では、公園内の通常の建物、いわゆるトイレとか倉庫とか管理事務所の建築面積の基準につきましては、敷地面積の100分の2を超えてはならないというふうに定めております。要するに建蔽率でいいますと2%以内ということでございます。ただ、例外規定といたしまして、2項で教養施設、休養施設や自然公園法に基づく建

物の建築面積を規定しております。

同じく3項では、教育、休養施設で国の指定を受けた建築物の制限を行っております。

4項につきましては、屋根つき広場についての規定を行っております。

5項につきましては、仮設公園を設ける場合の建築面積の基準を定めています。

今回、都市公園の設置基準と公園施設の設置基準とも特段基準を追加する必要がないということで、本町につきましては省令と同じ内容にて今回定めております。

施行の時期につきましては、平成25年4月1日からお願いするものでございます。

続きまして、議案第10号をお願いしたいと思っております。「白石町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」説明をいたしたいと思っております。

これにつきましても提案理由にありますように、地域主権一括法によりまして河川法の一部が改正されて、これまで政令等で定められていた河川管理施設または工作物の構造の技術的基準について政令等を参酌して各自治体での条例で定めなければならないということで、今回制定をいたすものでございます。

まず、準用河川につきましては、河川法において町が指定した河川と位置づけられております。本町の場合は4河川で、延長的には1,635メートル保有しております。二級河川に関する規定を準用されるほか、河川管理施設等の構造基準は今回の改正で河川管理施設等構造令で定める基準を参酌して定めるような規定となっております。よって、条例第1条の趣旨で河川管理施設または工作物の新築等で許可を受け設置するダム、堤防、その他主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的、技術的基準を定めるものというふうに1条でうたっております。

また、3条で技術的基準において河川法の二級河川と読みかえる準用河川についての技術的基準は、河川管理施設等構造令77条において準用する同令2条から第74条まで及び76条まで定める基準とするというふうに定めています。これにつきましては、議案と別冊で御配付をいたしております河川管理施設等構造令の77条を開いてもらいたいと思っております、77条。この77条において準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準という見出しがありますけど、この77条の条文を準用するというので、白石町準用河川管理施設の構造の技術的基準については現行の制度で整備されてきた既存の施設とのばらつきの回避、また公共性の面から政令で定める基準を今回本町の基準として条例で定めるものであります。施行の時期については、平成25年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第11号「白石町営住宅等整備基準条例の制定について」説明をいたしたいと思っております。

公営住宅の整備基準につきましては、今まで国土交通省省令で定められていたものが、地域主権一括法によりまして公営住宅法第5条第1項の改正により各自治体の条例で定めなければならないというような規定に基づき、今回制定をお願いするものでございます。

内容的には、1条の趣旨で、今回、国土交通省で定める整備基準を参酌して町営住宅の整備上の基準に必要な事項を定めるものというふうにしております。

2条では定義について、用語の定義といたしまして町営住宅、共同施設、町営住宅

等の説明を掲げております。

3条、また4条におきましては、健全な地域社会の形成、良好な居住環境の確保、5条では費用の縮減への配慮など、町営住宅の整備に関して求められます基本的な方針を掲げております。

次に、6条、7条においては、敷地の基準といたしまして、1の選定、敷地の安全対策等を掲げております。

次に、3章、町営住宅等の基準、第1章、町営住宅の基準といたしまして8条から13条で規定をいたしております。まず、8条で住棟等の基準、9条で住宅の基準、10条におきまして住戸の基準で1戸の床面積や台所、水洗便所の設置等を掲げております。また、化学物質等の室内濃度の測定等を義務づけております。

また、11条、住戸の各部、12条、共有部分の有効につきましては、高齢者等の移動等の制限、移動の利便性や安全確保の措置を掲げております。

次に、第2節共同施設の基準といたしまして、14条から17条に児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路についての基準を掲げております。

なお、町営住宅の整備に関し求められる基本的な方針、また技術的基準につきましては、独自で基準を設けることはなく必要ないと判断いたしまして、公営住宅整備基準の内容と同じ内容で定めております。

一応この条例につきましても、施行につきましては平成25年4月1日をお願いしたいと考えております。

続きまして、議案第12号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について」説明をいたしたいと思っております。

この条例につきましても、提案の理由書にもありますように、地域主権一括法によりまして高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことにより、特定公園施設の新設、改築を行う際、適合させなければならない基準について公園の管理者であります自治体が省令の基準を参酌して条例で定めなければならないということで、今回制定をお願いするものでございます。

内容的には、高齢者を初め不特定かつ多数の人が利用いたします特定公園の施設であります園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、野外劇場、野外音楽室、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識の12の施設について、高齢者、障がい者等の移動及び施設利用上の利便性及び安全性の向上のために第4条から第13条までで施設の設置の基準を定めております。

主な施設で申しますと、第4条で園路及び広場ということで、これにつきましては出入り口や通路の幅、段差路には傾斜路の併設、また縦横断勾配の規定を行っております。

また、8条の駐車場の規定につきましては、車椅子利用者駐車施設の基準を定めております。

同じく9条から11条につきましては、トイレの便所の規定を行っております。規定の内容ですけれど、出入り口の幅、階段設置のときは傾斜路の設置など高齢者や障がい者等の利用に適した便所の設置等をうたっております。

13条では、掲示板及び標識についての基準を定めております。

4条から13条のいずれの設置の基準につきましても、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行令の内容と同じ内容で定めております。

なお、施行につきましては、これにつきましても本年平成25年4月1日でお願いまするものであります。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

## ○岩永康博建設課長

議案第13号「白石町道路法施行条例の制定について」説明をいたします。

提案理由。地域主権一括法が公布され、道路法が改正されたため、白石町道路法施行条例を制定する必要があったために提案するものです。

それで、条例の制定理由として、都道府県道路及び市町村道路の構造の技術的基準並びに標識の寸法について、道路構造令の基準を参酌し、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされたもので制定するものです。

例規案の概要については、町の独自基準について、佐賀県の基準に準じまして4項目について制定をしております。

1 ページをごらんください。

まず、第3条で地域の交通事情に応じた道路の車線数について、第4条で地域の実情に応じた停車幅の縮小について、第5条で歩行者や自転車の通行に応じた自転車歩行者道路の幅員の縮小について。第7条で周辺環境への調和を考慮した警戒標識の寸法の縮小について制定しております。

第3条の車線に係る町基準として、法第30条第3項の規定、道路構造基準に基づき町道を新設改良する場合の車線数は、構造令第5条で日当たりの設計基準交通量により2車線、4車線の設定基準があります。第3種第2級の平地部の交通量は日当たり9,000台、第3種第3級の山地部の交通量は6,000台となっております。交通状況のその他特別な理由で交通量の1.2倍までが2車線で整備できるものと定めております。それで、第3種第2級では9,000台が1万800台、第3種第3級が6,000台が7,200台となります。それで、効果として、本町の交通需要に応じた2車線、4車線の整備が可能となりまして、道路整備費予算の効率的な執行ができるものです。

第4条、停車場に対する町基準、町基準のうち停車帯に係るものは道路交通法で第9条に定める基準とする。道路には交通の安全、円滑化を図るため、必要な場合は車道左寄りに停車帯を設けなければならない。停車帯の幅は2.5メートルとなっております。それで、町基準では停車場の幅を1.5メートルとして大型車の交通量により2.5メートルまで拡大できると定めております。効果としまして、本町では大型車の通行が少なく、実情に合った停車幅を有する道路整備が可能となり、道路整備費のコスト縮減が図れるものです。

第5条、自転車歩行者道に係る町基準、町基準のうち自転車歩行者道に係るものについては、構造令10条の2で歩行者の交通量が多い道路は4.0メートル以上、そのほかの道路は3メートル以上が基準となっております。交通事情やその他の理由で2メートルまで縮小できるものと定めています。効果として、平成23年10月25日に警察庁が自転車交通総合対策で自転車は車両であり、車道通行が大原則と公表しております。

本町においては自転車利用者が多く、地域に合った自転車歩行者道の整備が可能となり、自転車利用者や歩行者の安全が確保されるものです。

第6条で、前3項に定めるもののほかは町基準は政令で定めるものとしておりますけど、手元にお配りしております道路交通法に準ずるということになります。

それと、第7条、案内標識等の寸法、法第45条第3項の規定に基づきとは、45条で道路管理者は道路の構造を保全し、交通の円滑化を図るため道路標識を設けなければならないとなっております。道路標識、警戒標識、補助標識の寸法については、お配りしております道路標識の2表に掲げる寸法となっております。警戒標識については、道路の形状、交通状況で2分の1まで縮小することができる。お手元の資料に警戒標識の資料があるかと思いますが、黄色い部分ですね、3差路とかカーブがあるという標識、それが45センチのものが2分の1まで縮小できるものです。効果としては、幅員の狭い道路での通行の安全を確保できる、それと周辺環境への調和を図ることが可能となるということで定めております。

以上で説明を終わります。御審議の方よろしく申し上げます。

#### ○鶴崎俊昭保健福祉課長

次に、議案第14号「白石町立六角保育園の指定管理者の指定について」の説明をいたします。

これは、公の施設を指定管理者に管理させるために議会の議決を求めるものであります。その公の施設は白石町立六角保育園でありまして、指定管理者として武雄市の社会福祉法人北方福祉会を候補者としております。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定しています。この候補者の選定に当たっては、10人で組織する白石町立保育園指定管理者選考委員会を立ち上げ、5回の委員会を開催し、優先交渉者を決定しました。それを白石町公の施設指定管理者選定等委員会に諮って審議を行っております。そして、その結果を町長へ報告し、本日提案の候補者となっております。

次に、議案第15号「白石町立有明みのり保育園の指定管理者の指定について」の説明をいたします。

これも同じく公の施設を指定管理者に管理させるために議会の議決を求めるものであります。その公の施設は白石町立有明みのり保育園でありまして、指定管理者として白石町内の学校法人静光学園を候補者としております。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定しています。選考の経過につきましては、議案第14号の六角保育園と同じく、委員会を経まして本日の提案の候補者となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

議案第16号「土地改良事業の事務の受託について」御説明申し上げます。

嘉瀬川ダムからの用水については、25年度から本格的な送水が行われますが、白石平野揚水機場、佐賀西部導水路白石線、白石導水路、山脚導水路、白石東調圧水槽及

び山脚調圧水槽の施設について、4月1日より国から武雄市、大町町、江北町、白石町の4市町へ管理委託がなされます。管理委託を受けたこれらの施設については、国の補助事業であります基幹水利施設管理事業により4市町で管理を行うこととなりますが、本町が利用する水量が4市町の全体水量の9割以上ということもありまして、武雄市、大町町及び江北町から事務の委託を本町が受けまして代表として事務処理を行うものであります。

事務の委託につきましては、次のページの土地改良事業の事務の委託に関する規約（案）、第2条委託事務の範囲に規定しています。1つ目に、揚水機場の維持管理に関する事務、2つ目に揚水機場を使用して送水を行う事務、3つ目にその他委託事務の管理及び執行のための必要な事務について委託を受けるものであります。この規約は平成25年4月1日から施行することといたしております。この事務の受託には地方自治法の規定によりまして議会の議決が必要でありますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

#### ○百武和義総務課長

それでは、私のほうから議案第17号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について」御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページ並びに2ページのほうに別表第1、別表第2を掲げてありますけれども、この表の中から神埼地区消防事務組合が削除をされるものでございます。佐賀中部広域連合が共同処理をしております消防事務に神埼地区消防事務組合を構成をします市町、佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町が中部広域連合のほうに加わることになりまして、神埼地区消防事務組合を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い規約を変更する必要があるため、今回お願いをするものでございます。

なお、施行については平成25年4月1日というふうになっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

終わります。

#### ○片渕敏久長寿社会課長

それでは、私のほうから議案第18号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」御説明を申し上げます。

障がい者自立支援法の一部改正に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する必要が生じております。広域圏規約の変更ににつきましては、地方自治法の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、2ページ目に規約の改正案をお示しをいたしております。内容につきましては、次ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

杵藤地区広域市町村圏組合規約の第3条でございますが、組合の共同処理する事務が規定をされております。障害者自立支援法の一部改正に伴い法律の題名が変更になりますので、広域圏規約第3条第5項中の法律の題名、ここ括弧書きのところでござ

いますが、法律の題名及び審査会の名称を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を改正法の施行期日と同じく平成25年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○片渕克也財政課長

御提案いたしました「一般会計補正予算（第6号）」の概要について御説明を申し上げます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

既決の予算総額に3億9,186万5,000円を追加し、補正後の予算を132億1,311万2,000円とするものであります。

6ページ、継続費補正については、新有明漁港地域水産物供給基盤整備事業第3期工事について、各年度の年割り額を変更するものであります。

次の7ページでございます。繰越明許費については、国の緊急経済対策によるいわゆる15カ月予算に対応するためのものであります。それと、町道の新設改良工事に伴いますところの他工事との調整分により繰越明許をお願いするものであります。

8ページお願いします。

地方債に追加については、国の補正予算に係る補正予算債であります。農業水利施設整備事業、水産基盤整備事業については、後年度交付税での措置が100%、学校教育施設等整備事業については後年度の交付税措置が80%となっております。また、過疎対策事業債については4,950万円の減額をいたしております。これは地方債の残高を抑えるため後年度の配慮をしているところでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出全般にわたって最終的な実績の見込み等に基づく増減とともに国における緊急経済対策への取り組みを重点に編成しております。また、新年度予算との継続的な連携にも配慮しているところでございます。

歳入でございますが、主な一般財源について御説明をいたします。

11ページをお開きください。

町税についてでございます。調定額に対する現在の収納状況を見込んで4,780万円の増額をいたしております。

12ページ、地方譲与税から14ページ、地方特例交付金までは、最終的な交付見込みによる補正を行っております。

また、地方交付税については、普通交付税の現時点における決定額で計上しております。

23ページ、財産売払収入のうち分譲宅地売払収入は、「みのりのまち白石」の13区画分を見込んでおります。

24ページ、雑入の市町村振興協会市町村交付金は、サマージャンボ、オータムジャンボの宝くじの配分金の補正でございます。既決の予算と合わせて1,797万円となります。

また、予算書17ページにおいて、今回充当予定の地域の元気臨時交付金を計上しております。

次に、歳出予算であります。

28ページの総務一般管理費の退職手当組合負担金は、早期退職者分の負担金であります。

29ページ、財産管理費の積立金であります。公共施設の耐震化や大規模な改修の財源とするため、公共施設整備基金に1億円を積み立てることとしております。また、各年度間の財源の調整のために9,831万7,000円を積み立てることとしております。

減債基金の積み立ての減額についてでございますけれども、佐賀県JR長崎本線沿線地域特別助成金の減額分でございます。新有明漁港の償還費として積み立てるものであります。

31ページ、情報化推進費の備品購入費でございますが、新しいアプリケーションソフトの導入を予定しておりましたが、職員に実地で試みを行ったところ、従来の使いなれたソフトが好評であるということで導入を見送ったものであります。

32ページ、賦課徴収費の需用費であります。みのりちゃんナンバープレートの作成の入札減分であります。また、家屋評価システムについてもプロポーザル方式による入札を行ったところ、当初見積もりよりも減額となったものであります。

33ページ及び35ページの選挙費については、衆議院議員選挙と町長・町議会議員選挙の執行額が確定したことによる減額であります。

38ページ、児童福祉施設費の工事請負費については、有明ふたば保育園の外壁等の改修を予定しておりましたが、次年度に耐震化工事と同時施工するほうが経費的にも安くつくだろうということで減額をするものであります。

39ページ、次世代対策費の委託料については、福富学童保育室の耐震化の診断を実施することとしておりましたが、この施設のうち学童保育利用部分と限定した診断ができないため、今後検討していくとしております。

45ページでございます。

農地費の国営造成施設管理体制整備促進補助金でございます。それと、土地改良区施設維持管理補助金でございますが、新たに農地・水・保全管理支払交付金事業に採択を受けた地域分についての減額であります。

46ページ、水利施設管理事業費の委託料については、県ヘストックマネジメント事業との整合を図ったことによる減額をいたしております。また、工事請負費については、工法の見直しを行ったための減額であります。

52ページ、教育振興費の報償費及び旅費については、佐賀県の運動部活動地域連携再構築事業委託金及び備品購入費については同じく佐賀県の新学習指導要領移行措置としての理科教育施設整備費の補助金の額の決定による減額であります。

54ページお願いします。

公民館のアスベスト除去工事関係の経費でございます。入札減による減額でございます。

56ページをお願いいたします。

公債費についてでございますが、繰上償還や借りかえ時期の調整により利子を減額するものであります。

また、国の今回の補正予算（第1号）対象事業及び経済危機対応・地域活性化予備

費対象事業については、今回の補正予算に計上したもののほか既決予算に振りかえて実施するものもあるため、白石町が取り組む概要について御説明をいたします。

まず、国の補正予算（第1号）対象事業として、下水道事業分1億2,000万円を含んで総額で5億5,308万1,000円としております。このうち地域の元気臨時交付金対象となる事業は2億330万6,000円でございます。

また、経済危機対応・地域活性化予備費対象事業については、総額で2億1,300万円の措置をいたしております。

詳細については、別添の主要事項説明書をごらんいただきますようお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

### 〇一ノ瀬清雄住民課長

それでは、私のほうから議案第20号「平成24年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,134万円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,152万9,000円とするものでございます。歳入でございます。7ページをお願いいたします。

8款高額医療費共同事業交付金は、佐賀県国民健康保険団体連合会からの算定による3,349万4,000円の増額補正でございます。

10款一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の決定に伴い保険税軽減分として549万7,000円を、8ページ、保険者支援分として381万6,000円の増額補正を、また出産育児一時金繰入金は実績見込みにより508万円の減額補正を行うものでございます。

次に、歳出について、9ページをお願いいたします。

2款の保険給付費であります。療養諸費、高額療養費ともに24年度当初予算を上回る支出となっております。

項の1、療養諸費は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者療養給付費、合計で3,683万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

10ページ、項の2、高額療養費についても、一般被保険者高額療養費、退職被保険者高額療養費、合計で4,286万2,000円の増額補正をし、項の4、出産育児諸費は出産育児一時金の実績見込みにより762万円の減額補正を行うものでございます。

11ページ、7款の共同事業拠出金は、佐賀県国民健康保険団体連合会からの算定により高額医療費共同事業医療費拠出金1,578万1,000円の減額補正を行うものでございます。

12ページ、12款の予備費は、今回補正の歳出増になりました分、1,317万2,000円を調製させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第21号「平成24年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ268万6,000円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億572万4,000円とするものでございます。今回の補正は、佐賀県後期高齢者医療広域連合運営経費等負担金の最終見込みによる補正でございます。

予算書7ページをお願いいたします。

歳入、3款一般会計繰入金の事務費繰入金、375万9,000円減額の補正であります。これは後期高齢者医療広域連合の事務費の決算見込みによるものでございます。保険基盤安定繰入金は、額の確定により107万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出であります。8ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金268万6,000円を減額補正するものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○赤坂和俊下水道課長

議案第22号「平成24年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ5,664万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,926万7,000円とするものであります。また、地方債の借入限度額の補正をあわせてお願いいたしております。

今回の減額補正の主な理由につきましては、測量設計委託料及び工事請負費における入札減などにおける事業費の確定に伴います減額補正が主な理由でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金としまして、管路工事に伴います污水处理施設整備交付金171万5,000円の減額補正、太陽光発電施設工事に伴います農山漁村活性化プロジェクト交付金では328万7,000円の減額としております。

8ページの5款繰入金、一般会計繰入金につきましては、管理システムデータ作成業務委託の入札減に伴いまして総務管理費繰入金158万円の減額補正をお願いしております。また、利子償還額の確定に伴います公債費繰入金481万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

7款諸収入、雑入では、下区町営住宅新築工事に伴います下水道工事の確定による工事負担金232万円の減額補正であります。

8款町債につきましては、工事費の減額に伴いまして下水道事業債、過疎対策事業債合わせまして4,310万円の減額をお願いいたしております。

予算書の9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、総務管理費において工事後の管路データの作成業務委託に伴います入札減としまして158万円の減額補正としております。

農業集落排水事業費においては、須古地区の事業費は平成24年度で最終年度となりましたが、太陽光発電施設の工事及び管路工事などに伴います入札減により事業費が確定しましたので、委託料319万円、工事請負費4,350万円の減額補正をお願いしております。

また、10ページの補償補填及び賠償金では、水道管移設補償金としまして295万1,000円の減額をお願いいたしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第23号「平成24年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ2,136万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,196万5,000円とするものであります。また、白石浄化センター建設工事に伴います継続費の補正、管路工事に伴います繰越明許費の設定及び地方債の借入限度額の補正もあわせてお願いをいたしております。

今回の減額補正の主な理由につきましては、1点目に日本下水道事業団と協定により発注している白石浄化センターの建設委託工事につきまして、本年度の出来高見込み額を精査した結果、当初予定した出来高見込みより下回ることから、減額補正をお願いするものであります。

2点目に、国の平成25年度当初予算の成立がおくれることが想定されることから、政府が示す暮らしの安心、地域の活性化に資する平成24年度の補正予算に呼応し新年度工事の早期着工を確保するとともに、計画的な下水道事業の進捗を図ることにしております。

また、これらの事業に伴いまして国庫補助事業の額が確定しましたので、地方債との調整を図り、財源更正をお願いするものであります。

予算書の4ページをお願いいたします。

白石浄化センター建設工事に伴います継続費の補正であります。平成24年度、平成25年度の年割り額を減額するとともに、総額につきましても12億6,400万円から10億5,010万円へ減額をお願いしております。この減額の主な理由につきましては、入札減によるものであります。

5ページでは、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費としまして繰越明許費1億2,000万円をお願いしております。

予算書の9ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

歳入につきましては、1款国庫支出金、汚水処理施設整備交付金につきましては、額の確定により3,774万2,000円の増額をお願いしております。

3款繰入金、一般会計繰入金につきましては、それぞれの繰入金の額が確定しましたので、それぞれの減額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

6款の町債につきましては、白石浄化センター建設工事委託費の減額等に伴いまして下水道事業債、過疎対策事業債合わせて5,170万円の減額をお願いしております。

予算書の11ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、公共下水道施設整備において本年度白石浄化センター建設工事の出来高の確定に伴います委託料3,550万円の減額補正をお願いしております。また、工事請負費では、平成24年度、国の補正予算に伴います管路工事の補

正として2,600万円の増額をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

公債費につきましては、公債費利子につきまして、利子償還額の確定に伴います441万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ○荒木安雄水道課長

議案第24号「平成24年度白石町水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、その概要を補正予算書の10ページの説明資料により御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

本年度予算につきましても、努めて年度間の所要額を見込み計上しておりましたが、その後の事態の推移に対処するため、次のような補正をお願いしております。

水道事業収入の営業収益の給水収益でございますが、長期的にわたる景気の低迷に伴う個人の節水意欲の高揚や節水機器の普及等さまざまな影響により350万円を減額いたしました。

次に、水道事業費用の減価償却費でございますが、23年度の工事で取得した固定資産で346万6,000円を計上いたしております。

続きまして、資産減耗費でございますが、24年度の工事完了に伴う水道管等除却の発生による除却費で394万円の追加をお願いいたしております。今回の補正によりまして水道事業収益総額5億7,872万2,000円で、水道事業費用総額5億8,272万8,000円となりました。

続きまして、11ページ、資本的支出でございますが、委託料で24年度の工事費の減に伴う配水管布設工事設計委託料を470万円減額いたします。また、設備工事費で町道東郷廿治線2工区の配水管布設工事で、県との占用及び施工協議の長期化に伴い、工事期限の減や道路改良工事の変更に伴い、工事費等を2,400万円減額いたします。今回の補正により、資本的支出総額は1億2,103万5,000円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億44万円は内部留保資金等で補填いたします。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ○白武 悟議長

平成25年度予算の説明を求めます。

### ○片渕克也財政課長

それでは、議案第25号「平成25年度白石町一般会計予算」の主な内容について御説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。

平成25年度白石町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ112億3,800万円とするものがあります。前年度当初予算比較では7億7,900万円少なくなっております。率で6.5%の減となっております。主な要因としましては、町営住宅の建設費、漁港整備事業費

あるいは道路新設改良費などの減であります。

また、2ページ目をお開きください。

行政事務の停滞を防止するため一時借入金の限度額を増額しております。新規事業の主なものといたしましては、総務費の行政放送魅力アップ事業、民生費の町立保育園公設民営化費、農林水産業費ではレンコン防鳥ネット設置事業補助金、基幹水利施設管理事業の佐賀西部白石地区事業、教育費では福富社会体育館の改修事業などに取り組むこととしております。

以下、歳入歳出の主なものについて、それぞれの予算書のページに沿って御説明をいたします。

まず、歳入について申し上げます。

13ページの町民税でございます。8億4,077万円、昨年度と比較しまして4.5%の減で計上いたしております。現状の経済状態では給与所得や法人税等の伸びについて期待できない状況でございます。

固定資産税については8億8,996万4,000円、対前年比1%の伸びを計上しております。

14ページをお開きください。

たばこ税でございます。平成23年度の税制改正により地方たばこ税の税率が改定されております。県と市町村の割合が変更されたことによる増額分を勘案して対前年度1,900万円増の1億7,200万円を計上しております。

18ページをお開きください。

地方交付税でございます。地方財政計画における公務員人件費の取り扱いなど考慮しております。前年度1億1,000万円の減として51億円を計上しております。

19ページでございます。分担金でございます。地域水田農業支援及び再編の緊急整備事業の施行計画により7,958万1,000円を計上しております。

また、同じページの民生費の負担金でありますけれども、前年度まで13款の使用料及び手数料に計上していた保育料について本項に移しかえております。それぞれ町立、公設民営、私立管外保育分として比較が容易にできるようにしたものであります。

24ページ、国庫負担金のうち佐賀西部導水路経費国庫負担金でございます。国との管理使用協定により使用する部分の管理経費について、いまだ多久市など未施工の区間がございます、この分の負担金相当額を国からいただくものでございます。

また、次の未熟児医療や養育医療費負担金でございます。これは県から市町に権限移譲が行われたことによる新規計上分でございます。

次、25ページでございます。土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として道路改良事業費で対前年度9,418万円の減、町営住宅建設事業で同じく対前年度1億8,217万4,000円の減として計上しております。

27ページをお開きください。

総務費県補助金の佐賀県JR長崎本線沿線地域特別助成金は、県営地域水田農業再編緊急整備事業に係る助成金を計上しております。新有明漁港整備事業分については、平成24年度をもって終了しております。

同ページの一番下から次のページにかかる安心こども基金については、須古保育園

の改修事業に係る補助金7,895万円、それとゆめてらすで開設している子育て広場や乳児訪問などの補助金442万5,000円を計上しております。また、衛生費補助金では、妊婦健康診査事業や子宮頸がん等のワクチン接種に対する助成金が一般財源化されたことにより大幅な減額となっております。

28、29、30ページでございます。農林水産業費の県補助金でございます。農業用機械などの導入補助金として経営体育成支援事業補助金、佐賀西部白石地区に係る基幹水利施設管理事業費補助金などの新規事業もございしますが、地域農業水利ストックマネジメント事業補助金の皆減、農業集落排水事業費交付金や漁港整備事業補助金などの事業費の減により1億1,312万円の減額となっております。

30ページをお開きください。

商工費の県補助金では、雇用基金市町村事業補助金を計上しております。新たな雇用の創出と行政放送の魅力アップ事業に努めることとしております。

同じページの土木費県補助金の公共下水道事業費交付金でも県からの交付金を計上しております。同額を減債基金に積み立てることとしております。

また、教育費県補助金では、県文化財保存事業補助金を活用して龍王崎第6号古墳の保存事業に取り組むこととしております。

34、35ページをお開きください。

基金からの繰入金でございます。財政調整積立基金から一般財源の不足分1億1,000万円を、減債基金から公債費の繰上償還の財源及び農業集落排水特別会計の償還財源として1億9,512万6,000円を、また公共施設整備基金から1億円を、これは中央公園の運動広場トイレ設置、保育所及び学校の施設改修費、庁舎等の下水道の接続工事費などに充当しております。また、21世紀人づくり基金については、白石元気ツズ事業などの人材育成事業に充当させていただいております。適応指導教室指導員配置事業基金については、前年度までで全額を繰り入れたため廃目としております。前年に御寄附をいただいたふるさと基金については、レンコン防鳥ネット設置補助金及び白石ブランド確立対策事業に充当させていただくこととしております。

37ページをお開きください。

受託事業収入の介護予防事業委託金及び包括的支援事業委託金は、地域包括支援センターで行う事業に充当しております。

41ページをお開きください。

41ページの農村整備課、雑入に計上しております嘉瀬川ダム対策基金清算金であります。佐賀市富士町地域の振興を図るため設立された同基金が目的を達したため、残余が清算されることになりました。このため予算に計上しているものでございます。

42ページの町債についてでございます。過疎対策事業債として漁港整備事業、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業などのハード事業に1億8,800万円及びコミュニティタクシー運行事業や子供の医療費助成等のソフト事業に6,200万円を活用して、臨時財政対策債と合わせて総額7億4,000万円を計上しております。

以上、歳入についてのあらましを説明いたしました。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

11時59分 休憩

13時15分 再開

### ○白武 悟議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者から欠席の届け出がありましたので、これを報告します。

### ○片渕克也財政課長

引き続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたしたいと思っております。

なお、別冊の平成25年度白石町当初予算説明資料に掲載している事業については省略をさせていただきます。

52ページをお開きください。

総務費の財産管理費の通信運搬費でございますが、新たに庁舎のケーブルプラス電話加入を予定しております。加入者同士の通話が無料になります。

また、次の53ページの工事請負費でございます。下水道接続工事費として1,700万円を計上しております。これは庁舎のみならず総合センター、健康センター、楽習館、中央公園のトイレ、全てまとめて一括して工事を行うということで計上いたしております。

55ページ、お開きください。

企画総務費の工事請負費は、分譲宅地の地下埋設物等について細心の注意をもって造成工事を行っておりますが、万が一にもコンクリート片などの異物があつた場合の処理費用を計上しております。

60ページ、62ページをお開きください。

このうち諸費の中には、新たに空き家対策に係る経費を計上しております。

65ページをお開きください。

賦課徴収費の不動産鑑定評価業務委託料には、平成27年度の土地の評価替えに備えての委託業務であります。

次に、民生費について御説明をいたします。

74ページをお開きください。

社会福祉総務費の繰出金では、国民健康保険特別会計の繰出金として法定のもののほか、新たに財政補填として8,000万円の繰り出しを行うこととして計上しております。

77ページをお開きください。

障がい者福祉費の扶助費であります。更生医療給付費、自立支援給付費については、対前年度比で9.5%の増となっております。

なお、前年度まで計上していた新体系定着支援給付金については、国の基金事業が24年度までで終了しております。

81ページをお開きください。

老人福祉費の負担金補助及び交付金では、杵藤地区広域市町村圏組合の介護保険負担金について給付見込み額の増に伴い3.5%増の4億2,442万7,000円としております。

また、次のページの地区敬老事業助成金については、地域からの要望がございまして、若干ではございますが増額をさせていただいております。

88ページをお開きください。

児童福祉施設費の工事請負費でございます。有明ふたば保育園の耐震化工事と外壁等の改修工事、福富保育園の屋根の改修工事、福田保育園の屋根の塗装工事などを計上しております。

94ページをお開きください。

保健衛生費の扶助費でございます。最近の給付の状況から推計してみますと、小・中学生の医療助成は対前年比15%の増、逆に子供の医療費の助成事業については2.3%の減として計上しております。また、次のページの未熟児養育医療費については、権限移譲により県から移譲を受けたもので、新規に計上しているものでございます。

96ページをお開きください。

環境衛生費でございます。太陽光発電導入推進事業について、売電契約による世帯普及率が10%を超え県下でもトップクラスとなったこと、また太陽光発電システムの設置費用についても軽減されてきていることなどから、平成22年度から24年度までの3カ年をもって事業の完了を行っております。

100ページをお開きください。

上水道の高料金対策の補助金についてでございます。佐賀西部広域水道からの受水費が見直されたことにより、対前年度で819万9,000円の減額で計上しております。

102ページをお開きください。

下水道費でございます。負担金補助及び交付金の欄で浄化槽設置整備事業補助金については90基分を見込んでおります。

次のページでございますが、繰出金でございます。総務管理費繰出金、特定環境公共下水道への総務管理費の繰出金については、供用の開始に当たり料金の徴収システムを導入したいというふうなことで2,000万円の加算をして計上をしております。

次に、農林水産業費でございます。

108ページをお開きください。

委託料の農業振興地域整備計画書策定業務委託料であります。前年度に基礎調査を実施しております。本年度は整備計画、土地利用の見直しなどを行うこととしております。次年度に最終目標としておりますところの地図情報システムへの活用を行うこととしております。

同じページの一番下の欄でございます。経営体育成支援事業でございますが、従来までは農業再生協議会で経理をしていたものを本年度から町の予算に計上しております。これについては、農業機械等の助成の資金でございます。

112ページをごらんください。

農地費の負担金補助及び交付金でございます。県営地域水田農業再編緊急整備事業負担金及び同支援緊急整備事業負担金を計上しております。この予算でおおむね支援事業のほうは完了をいたすということで、再編事業についても平成26年度をめどに、予算上でございますけれども、予算確保の面からは完了するというので計上をして

おります。

また、県営地盤沈下対策事業につきましては、平成24年度の繰越事業と一体として新拓の排水機場等の整備がなされることとなっております。嘉瀬川ダム協力会の負担金でございます。新たに佐賀県と関係市町が500万円ずつ拠出して5年間ダム周辺の地域の振興を図ることとして今計画をされております。

124ページをごらんください。

観光費の事業費に計上している印刷製本費は、白石町ガイドマップさるくの新バージョンを作成するための予算であります。

132ページをお開きください。

土木費の河川総務費、委託料では、町管理の河川に設置している小規模の配水ポンプについて、施設の適正管理を図ることとして新たに点検委託料を計上しております。また、工事請負費については、県工事との調整で延び延びとなっております福吉の潟越樋管のポンプ配管工事を計上しております。

134ページをお開きください。

公園費であります。樹木の植栽管理と除草管理を切り離して除草の回数をふやし、利用者の皆さんが利用しやすい環境を整えるように予算の見直しをいたしております。

137ページをお開きください。

砂防費は、牛間田地区の急傾斜地崩壊対策防止事業の完了による廃目であります。

139ページをお開きください。

非常備消防費の旅費でございます。東京都で開催される消防団120周年記念大会の幹部の方の出席旅費を計上しております。

141ページをお開きください。

141ページの印刷製本費では、白石町の地域防災計画の改定のための印刷製本費を計上しております。

次に、教育費に移らせていただきます。

145ページをお開きください。

教育振興費でございます。小学校ふるさと理解促進事業として、小学校3年生、4年生用の白石町の資料、私たちの白石町の改訂を行うこととして、印刷製本費を計上しております。

151ページ、155ページ、両方に掲載しておりますが、小・中学校の教育振興費の備品購入費でございます。パソコンや電子情報ボード拡張セット、いわゆる電子黒板でございますが、これらについて年次的に整備することとして所要額を計上しております。

162ページ及び163ページの社会教育施設費の工事請負費でございます。福富ゆうあい館の舗装補修、須古三近堂の雨どい、総合センターの空調機、福富マイランド公園の遊具など、これまで利用者の皆様に御迷惑をおかけしていた部分の改修工事を行うこととしております。

170ページをお開きください。

公債費については、地方債の元利償還金及び利子償還金を計上しております。なお、財政健全化のため、元金償還の一部について、本年も繰上償還を予定して所要の額を

計上しております。

同ページの予備費につきましては、災害等への危機管理の強化あるいは緊急事態への即応体制の強化を図るため、対前年度1,500万円増の2,200万円を計上させていただきました。おおむね予算総額の0.2%を目安といたしております。

以上、平成24年度の一般会計当初予算の主な内容について説明を終わらせていただきます。

なお、別冊の平成25年度白石町当初予算説明資料に主要事項の内容を説明いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇一ノ瀬清雄住民課長

それでは次に、住民課所管の特別会計について御説明を申し上げます。

議案第26号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計予算」でございます。25年度の国保会計当初予算は、ふえ続ける医療費に加え後期高齢者医療や介護保険への支出金の伸びに対応するため、保険税率を改定し、さらに税率改定だけでは収入不足を補うことができないため、一般会計からの財政補填を当初予算で計上していただいているところでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ36億8,000万円とし、前年度比103.4%増で予算計上をいたしております。

第2条、一時借入金であります。借り入れの最高額を24年度当初予算の5,000万円から1億5,000万円とさせていただきます。

次に、主な内容につきまして説明を申し上げます。

歳入について、予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は9億2,702万円で、平成24年度当初予算と比較して1億1,885万6,000円、14.7%の増加を見ております。国保税は全体収入の25.2%を占める貴重な自主財源でございます。25年度は被保険者の皆様へ税率引き上げをお願いするところでございます。

次に、11ページの4款国庫支出金でございます。療養給付費等負担金7億6,524万1,000円、高額医療費共同事業負担金2,199万9,000円、特定健康診査等負担金312万6,000円の予算計上であります。

12ページ、財政調整交付金、保険者の財政の運営状況により交付されるもので、2億1,415万2,000円を計上いたしているところです。

次に、5款療養給付費交付金は、退職者医療対象者の給付に充てるもので、1億7,589万円とし、平成24年度の医療費動向を参考としたところでございます。

6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの被保険者の加入率により交付されるもので、5億7,030万9,000円といたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

8款の共同事業交付金でございます。高額医療費の発生によります国保財政の急激な影響を緩和するため、県内各市町国保からの拠出金を財源とし、費用負担調整のた

めに交付される高額医療費共同事業交付金7,956万3,000円を計上いたしております。平成24年度当初予算と比較いたしまして2,062万円、35.0%の大幅な増加でございます。

14ページをお願いいたします。

県内市町間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件20万円以上の医療費を対象に交付されます保険財政共同安定化事業交付金につきましては4億8,081万2,000円を計上しております。これは、ほぼ前年度並みであります。

続いて、10款一般会計繰入金は、保険税の軽減分の補填分として繰り入れられる保険基盤安定負担金などで、前年度より9,484万6,000円増の2億1,640万4,000円を繰り入れていただくこととしております。この中には収入不足を補うため8,000万円の財政補填繰入金を含んでいるところでございます。

次に、歳出は19ページ以降でございます。

21ページの2款保険給付費は、全体で24億1,809万9,000円と、歳入全体の65.7%を占め、24年度の実績見込みと比較して2.2%の増となります。

次に、24ページをお願いいたします。

3款の後期高齢者支援金は、各医療保険者が後期高齢者医療制度への支援を行うことが義務化されており、その所要額は4億1,556万5,000円を計上しているところでございます。24年度実績見込みと比較いたしまして11.0%の増となります。

次に、26ページをお願いいたします。

6款の介護納付金は1億9,682万9,000円で計上をいたしております。24年度の実績見込みと比較いたしまして9.3%の増となります。

7款共同事業拠出金でございます。県内の国民健康保険財政の安定化を目的として、保険財政共同安定化事業と高額医療共同事業が一体的に実施される制度であります。拠出金の合計といたしまして5億9,163万5,000円を計上いたしております。

次に、8款の保険事業費でございます。

28ページをお願いいたします。

疾病予防費の中で人間ドック等委託料につきましては735万円を計上し、250名の方に脳ドック、150名の方に人間ドックを受診していただくこととしております。脳ドックにつきましては、特定健診を同時実施することにより特定健診の受診率向上を目指してまいります。

続いて、特定健康診査等事業費でございます。前年対比7%増の2,612万1,000円を見込んでおります。平成20年度から始まりました特定健診・特定保健指導につきましては、周知を徹底し、受診率向上を目指してまいります。

また、各種がん検診と同時に30歳代の方々や社会保険の被扶養者の方々も含めて受診できる体制で臨んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第27号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億50万円とし、前年度比

約1.9%減で予算計上をいたしております。

歳入であります、予算書7ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、前年度比1.9%減の1億7,953万3,000円での計上であります。

3 款の一般会計繰入金は、事務費繰り入れと保険基盤安定繰り入れでございます。広域連合の運営経費としまして事務費繰入金1,684万4,000円、次ページになりますが保険料の軽減分を県と町で負担する保険基盤安定繰入金1億331万2,000円でございます。繰入金につきましては、前年度比318万5,000円の減額であります。

次に、歳出でございます。

11ページをお願いいたします。

2 款の広域連合納付金につきましては2億9,886万9,000円、前年度比621万1,000円の減額であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ○赤坂和俊下水道課長

議案第28号「平成25年度白石町農業集落排水特別会計予算」について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額であります、歳入歳出それぞれ2億2,390万円とするものであります。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

2 款の使用料及び手数料において、各污水处理施設の維持管理費としまして使用料収入を4,014万4,000円見込んでおります。

9 ページお願いします。

4 款の繰入金では、一般会計繰入金として1億6,715万1,000円をお願いしております。また、農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金として1,045万3,000円をお願いいたしております。

10ページの6 款諸収入、雑入におきましては、消費税還付金を300万円、コンポスト化に伴います汚泥処理受託料を210万円見込んでおります。

予算書の12ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

総務管理費でございますが、委託料としまして管路及び処理施設の固定資産台帳等のデータ作成業務として351万9,000円、積立金としまして農業集落排水処理施設維持管理基金への積立金として200万8,000円計上いたしております。

予算書の13ページをお願いいたします。

污水处理施設管理費では、各施設の維持管理の経費としまして、供用開始をしております5 地区の分の污水处理にかかわる経費を5,059万7,000円計上いたしております。

また、14ページの資源循環施設管理費では、下区地区、住ノ江地区のコンポスト化施設及び資源循環施設の運転経費といたしまして729万8,000円を計上いたしております。

す。

次に、15ページの農業集落排水事業費の工事請負費におきましては、事業完了地区の舗装補修工事費としまして100万円を計上いたしております。

4款公債費では、5地区の元利償還金としまして1億5,741万2,000円をお願いいたしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第29号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の総額であります。歳入歳出それぞれ11億1,080万円とするものであります。

予算書の9ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

公共下水道事業実施に伴います歳入であります。1款分担金及び負担金の受益者負担金としまして1,000万円としております。

3款国庫支出金の汚水処理施設整備交付金としまして4億900万円としております。

10ページの5款繰入金の一般会計繰入金としましては、それぞれ合わせまして6,933万9,000円をお願いしております。

維持管理基金繰入金としまして884万9,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

7款諸収入、雑入としまして、消費税還付金3,000万円を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

8款町債としまして、下水道事業債、過疎対策事業債合わせまして5億8,360万円を計上いたしております。

予算書の13ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

公共下水道総務管理費においては、委託料として前年度までに完了しました工事内容を地図データに整備するデータ作成業務としまして219万5,000円、また使用料システム作成業務としまして2,000万円をお願いいたしております。積立金としまして特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金への積立金として3,000万8,000円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

下水道施設管理費においては、12月から施設の供用開始が始まることから、需用費、委託料等の所要額を計上させていただいております。

16ページをお願いいたします。

公共下水道施設整備費においては、13節委託料の中で幹線管渠及び枝線管渠の詳細設計業務にかかわる経費としまして4,000万円、白石浄化センター建設工事委託料としまして2億9,260万円を計上いたしております。また、15節の工事請負費では、幹線管渠、枝線管渠の工事費としまして6億4,700万円をお願いいたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

## ○荒木安雄水道課長

それでは、議案第30号「平成25年度白石町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成25年度の当初予算につきましても、安全かつ衛生的な水道水を安定的に供給することを基本理念とし、施設等の整備と経営の健全化を図ることを主眼とした予算調製を行ったところでございます。

まず、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数6,800戸、年間総給水量が226万3,000立方メートルで、1日平均給水量を6,200立方メートルと定めております。給水量につきましては、昨年同様、責任水量の60%となっております。また、主な建設改良事業費は1億2,000万円を予定いたしております。

次に、第3条の収益的収支でございますが、営業収益5億245万7,000円、営業外収益6,632万1,000円で、水道事業収益5億6,877万8,000円を予定いたしております。

続きまして、営業費用を5億3,808万6,000円、営業外費用1,552万1,000円、特別損失を200万円、予備費100万円で、水道事業費用が5億5,660万7,000円といたしました。税抜きで919万3,000円の純利益を予定いたしております。

次に、2ページをごらんください。

第4条、資本的収支でございますが、工事負担金として464万6,000円、他会計補助金として1,574万2,000円、一般会計出資金として140万円、資本的収入合計2,178万8,000円といたします。

続きまして、資本的支出でございますが、建設改良費に1億2,488万5,000円、企業債償還金3,530万3,000円で、資本的支出が1億6,018万8,000円となり、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億3,840万円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

予算の詳細につきまして22ページで御説明申し上げます。22ページをお開きください。

まず、収益的収入では、水道事業の根幹をなします給水収益を前年度より88万2,000円減額の5億196万4,000円をお願いいたしております。

23ページ、営業外収益といたしまして、地方公営企業繰り出し制度に基づき統合簡水繰入金665万2,000円と高料金対策分として5,800万6,000円で、一般会計より6,465万8,000円をお願いいたしております。

内容につきましては、当初予算説明資料19ページに掲載いたしております。

水道事業収入総額は、前年対比998万2,000円減額の5億6,877万8,000円を計上いたしました。

続きまして、24ページ、営業費用の原水及び浄水費を2億8,771万6,000円といたしました。受水費でございますが、2億8,351万2,000円となり、支出総額の51%の割合となります。

25ページ、配水及び給水費であります。修繕費等で4,685万2,000円を計上いたしました。

26ページの総係費8,987万3,000円でございますが、水道課職員8名分の給与等を計上いたしております。

人件費等の内容につきましては、予算書10ページから14ページに掲載いたしております。

28ページの減価償却費は1億1,362万3,000円を計上いたしており、支出総額で約20%の割合となります。

続きまして、29ページ、営業外費用につきましては、企業債の償還利息として1,451万9,000円を予定いたしております。特別損失として200万円を予定いたしており、水道事業費用は前年度対比984万円減額の5億5,660万7,000円を計上いたしております。

30ページ以降は資本的収支でございますが、資本的収入の一般会計補助金として統合簡水企業債元金分の1,574万2,000円の補助金を予定いたしております。

一般会計出資金につきましては、消火栓の設置出資金として140万円を計上いたしております。

31ページの資本的支出につきましては、建設改良費として当初予算説明資料71ページに掲載をいたしており、国道207号線道路改良工事に伴う水道管布設替え工事、その他町道改良工事に伴う配水管布設替え工事等で1億2,000万円を計上いたしております。

続きまして、固定資産購入費でございますが、棚卸資産であります量水器と残留塩素測定器の更新費用として488万5,000円を計上いたしております。

また、企業債の元金償還額として3,530万3,000円を予定いたしました。資本的収入は前年対比119万3,000円増額の2,178万8,000円で、資本的支出は前年対比1,245万3,000円増額の1億6,018万8,000円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額1億3,840万円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上、説明終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○吉原拓海税務課長

議案第31号「固定資産評価員の選任について」御説明申し上げます。

平成17年2月から固定資産評価員としてお願いしておりました大串和夫氏から平成25年3月31日をもって辞退する旨の届け出が提出されました。後任に固定資産評価員として井崎文子氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

井崎文子氏におかれましては、旧有明町職員として採用されてから合併後白石町職員として42年間お勤めで、平成19年に退職されております。その間、町民税係を所管とする町民課長として固定資産税評価の業務に携わっておられ、経験も豊富だということで推薦しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

## ○白武 悟議長

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

14時00分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月7日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 片 渕 彰

事 務 局 長 原 田 嘉 典